

平成30年度 国土交通大臣登録

「昇降機等検査員講習」申込み案内

登録講習実施機関： 一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター（講習事業部）

（登録番号：登昇講第1号・登録年月日：平成17年1月5日）

〒105-0003 東京都港区西新橋1-15-5 内幸町ケイズビル 4F

・電話：03-3591-2423

・FAX：03-3591-2431

・ホームページ：<http://www.beec.or.jp>

・e-mail：kosyu@beec.or.jp

・最寄り駅：都営地下鉄 三田線「内幸町駅」A3出口より徒歩1分

（土、日、祝日を除く 9:30～12:00、13:00～17:30）

多くの人が利用する劇場、ホテル、店舗、事務所、マンション等に設置されている昇降機（エレベーター、エスカレーター等）や遊園地等にある遊戯施設（コースター、観覧車等）は、安全を確保するために、定期的に検査を受けて特定行政庁に報告する制度があり、本講習は、その検査を行うことができる者（昇降機等検査員）になるための講習です。

本講習へのお申込みには、受講資格及び添付書類が必要となります。ご確認の上、お申込みいただきますようご案内申し上げます。

【第1 講習開催地、日程、会場、定員等】（講習は延べ4日間）

開催地	開催日	会場	定員
東京1次	10月30日（火） ～11月2日（金）	砂防会館別館 1階 シェーンバッハ・砂防 （千代田区平河町2-7-4）	330名
東京2次	11月27日（火） ～11月30日（金）	砂防会館別館 1階 シェーンバッハ・砂防 （千代田区平河町2-7-4）	330名
大阪1次	10月16日（火） ～10月19日（金）	難波御堂筋ホール 7階 大ホール （大阪市中央区難波4-2-1）	270名
大阪2次	11月13日（火） ～11月16日（金）	難波御堂筋ホール 7階 大ホール （大阪市中央区難波4-2-1）	270名

〔注〕各会場とも定員に達し次第、申込み受付期間中でも締め切りますので、希望する会場で受講できない場合があります。

【第2 講習の科目と時間】（合計：22.5時間）

科目	時間	科目	時間
① 昇降機・遊戯施設定期検査制度総論	1時間	⑦ 昇降機の検査標準	2.5時間
② 昇降機に関する建築基準法令等	3.5時間	⑧ 遊戯施設概論	0.5時間
③ 建築学概論〔注1〕	2時間	⑨ 遊戯施設に関する建築基準法令等	1.5時間
④ 昇降機・遊戯施設に関する機械工学	2時間	⑩ 遊戯施設の検査標準	1.5時間
⑤ 昇降機・遊戯施設に関する電気工学	2時間	⑪ 昇降機・遊戯施設に関する維持保全	1時間
⑥ 昇降機概論	3時間	⑫ 修了考査〔注2〕	2時間

〔注1〕科目の免除について、建築設備士、建築設備検査員、特定建築物調査員、防火設備検査員の資格を有する方の場合、科目③建築学概論の受講免除を受けることができます。免除を希望される方は、各資格の証書の写し等を申込書に添えて提出してください。この場合、受講料の減額はありません。

なお、⑫修了考査は、講習科目の免除を受けた場合でも、全講習科目から出題されます。

〔注2〕全講習科目を受講しないと修了考査は受けられません。（上記免除者及び昨年度の不合格者を除く）

また、30分以上（⑧遊戯施設概論については15分以上）の遅刻・早退が1科目でもある場合も修了考査は受けられません。

【第3 受講資格】

昇降機及び遊戯施設に関して必要な実務経験 ^{※1} 年数(卒業された学歴等より)						卒業後の 実務経験年数		
申込み区分								
I	①	大学 ^{※2}	学校教育法による大学。短期大学を除く	➡	卒業された学科が、「機械工学」「電気工学」又は、同等と認める課程と判断する学科名(3ページ別表参照)の場合	➡	2年以上	
		職業能力開発総合大学校等	長期課程、総合課程、応用課程				3年以上	
	③	短期大学	②の短期大学を除く短期大学。2年制。	➡		➡	4年以上	
		高等専門学校	学校教育法による高等専門学校。5年制。					
		専修学校	専門課程。2年以上。					
	④	職業能力開発総合大学校等	特定専門課程、専門課程	➡		➡	7年以上	
		高等学校	学校教育法による高等学校。通信制・夜間含む。					
		職業能力開発促進センター等	普通課程 ^{※3}					
			専修学校	③の専修学校以外の専修学校で専門課程				
	⑤	実務経験のみ		➡			昇降機又は遊戯施設に関して 11年以上の実務経験	
⑥	特定行政庁の職員		➡		建築行政(昇降機又は遊戯施設)に関して2年以上の実務経験			
⑦	行政職員 (消防法・労働基準法・駐車場法令の施行に関わる行政職員)		➡		昇降機又は遊戯施設に関する法令の施行に関して5年以上の実務経験(⑥に掲げるものを除く)			
⑧	・①～⑦までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者 (外国の大学等で同等の学科を履修し、実務経験を有する者) ^{※4}		➡		①～⑦までの実務経験と同じ			
II	昨年度の不合格者	昨年度に全科目を受講し、不合格。 (修了考査のみ受けた方は除く)	➡		修了考査のみ受講 ^{※5}			
III	一級建築士、二級建築士の資格を有する者	聴講(講義)のみを希望する場合	➡		聴講 ^{※6} (修了考査を除く 講義のみ受講)			

※1 昇降機及び遊戯施設に関して必要な実務経験（詳細は当財団ホームページ参照）

この講習の実務経験とは、建築基準法に基づく昇降機及び遊戯施設に関する実務を言います。建築基準法に定めるエレベーター、エスカレーター、コースター等の実務に携わった方及び行政に関する実務に携わった方が対象となります。

クレーン、人が乗り込んだ状態で運転できない機械式駐車場、舞台装置等又はゲーム機、都市公園における遊具等に関する実務は対象となりません。

また、昇降機及び遊戯施設に関する業務であっても、点検・検査等の立会いのみ行う方、庶務、会計、労務、営業等昇降機及び遊戯施設の知識及び技能を必要としない方、業務との関連が少ない方、又はアルバイト・パートタイム就労者等（雇用保険の被保険者等を除く）は実務経験に含みません。

※2 大学院の場合は、大学院・大学を通して別表1又は2に該当する学科を取得している必要があります。

※3 区分I④ 職業能力開発促進センター等の課程は普通課程のみです。短期課程を卒業の場合は、実務経験は11年以上必要となります。

※4 外国の大学等で同等の学科を履修し卒業された場合、「卒業証明書」又は「卒業証書」の写し等に和訳を付けて提出してください。

※5 修了考査のみの受講ができます。全科目の受講を希望する場合は、区分I(45,360円)での申込みとなります。その場合、申込書類等はすべて必要となります。

※6 聴講は修了考査を受けることができませんので、講習終了後「聴講証書」を発行いたします。ただし、聴講番号では定期検査報告等はできません。

《別表1》 正規の機械工学・電気工学としてそのまま適応する学科名

電子（工学）科	電気電子（工学）科	電気通信（工学）科
精密機械（工学）科	応用機械（工学）科	生産機械（工学）科
繊維機械（工学）科	航空（工学）科	造船（工学）科
船舶（工学）科	自動車（工学）科	鉄道（工学）科
制御（工学）科	計測（工学）科	

《別表2》 正規の機械工学・電気工学には該当しないが、実務経験年数1年を加えて適応する学科名

建築（工学）科	土木（工学）科	建設（工学）科
都市（工学）科	設備工業科	建築設備（工学）科

《別表3》

別表1、別表2以外の学科で正規の「機械工学」、「電気工学」と同等と認める課程	「単位修得証明書」又は「成績証明書」（卒業された学校から取得）の提出により、同等であることが確認できた場合。
--	--

※卒業された学科が該当するか不明の場合は、事前に上記書類を用意して、FAX、メール等でお問い合わせください。

【第4 受講料】

申込み区分（Ⅰ）及び（Ⅲ）	45,360円（消費税込み〔テキスト代を含む〕）
申込み区分（Ⅱ）	10,800円（消費税込み〔テキスト代を含まず〕）
	19,440円（消費税込み〔テキスト代を含む〕）

〔注1〕テキスト代は、8,640円（消費税込み）

〔注2〕受講料は申込みの際、同時に納金していただきます。

申込み受理後に自己の都合により受講されなかった場合及び受講後に受講取消しとなった場合、既納の受講料は原則返金いたしません。

ただし、申込み後に受講資格がないと判定された方には、受講料を返金いたします。

〔注3〕振込手数料は、申込者のご負担となります。

〔注4〕会場定員超過により受講をお断りする場合、受講料は全額返金いたします。

〔注5〕申込み区分（Ⅱ）の方は、指定の払込取扱票の金額を訂正してお振込ください。

【第5 受講申込み手続き】

1. 申込み受付期間：平成30年5月25日（金）～7月25日（水）必着

※各会場とも定員に達し次第、申込み受付期間中でも締切とさせていただきます。

※申込み状況は、当財団のホームページに掲載します。

2. 申込み方法

ア)「受講料」は別紙「払込取扱票」を使用し振込してください。

※「振替払込請求書兼受領証」のコピーを整理票の所定の場所に貼付してください。

イ)「申込書」等提出書類一式を簡易書留等で下記まで送付してください。

※普通郵便等で送付の場合、書類の未着に関しては一切責任を負いません。

※送付の際に、「送付書類チェック表」（整理票の横）にてご確認ください。

〔注〕「申込書等提出書類一式」及び「受講料」の両方を確認できた時点で、申込み受理となります。

《書類送付先》

〒105-0003

東京都港区西新橋1-15-5 内幸町ケイズビル 4F

一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター 講習事業部

「昇降機等検査員講習 受付係」宛